

## サービス分野の生産物分類（2019年作成）の利用上の留意点

## 1 共通事項

(1) サービス分野の生産物分類（2019年作成）（以下「本分類」という。）は、統計法上の統計基準ではないが、統計作成の技術的な基準として設定し、主として国民経済計算、産業連関表及びこれらの作成に使用する各種基礎統計などにおける使用を推奨するものである。

国民経済計算と本分類の対象となる生産物は、家計による家事サービスを含まないなど原則同じであるが、一部には①現行の国民経済計算において生産に含まれるが本分類の対象外であるもの（帰属家賃など）、②現行の国民経済計算において生産に含まれないが本分類の対象としているもの（著作権使用料など）が存在する。

また、平成30年度末時点では、サービス分野の生産物分類のみが策定されている状況であり、サービス分野以外の財、卸売・小売、建設等に係る生産物については、2023年度までに策定される予定である。

(2) 本分類によって計測されるべき生産高（生産額、生産量等）は、統計の作成目的に応じて設定される。

なお、本分類には、市場価格により測定される市場生産物のみならず、市場価格による測定が困難な非市場生産物や、マージンや手数料により生産額が測定される生産物も含まれているが、これらについては、本分類上、特に区分していない点について留意が必要である。

(3) 生産活動の中には、地方公共団体が水道施設・下水道処理施設の維持管理や駐車場、美術館、社会福祉施設等の管理運営などを「指定管理者制度」により民間事業者やNPO法人などに委託するいわゆる「受託サービス」や、元請事業者が受注した事業の一部又は全部を下請事業者に委託する「下請取引」が存在する。

これらの生産活動については、基本的に生産物の用途や質が同じであることから、原則として生産物分類における区分は行わないこととしている。

一方で、これらの生産物を基礎統計において把握して集計すると、委託元と委託先で生産額が重複して計上される恐れがあるため、留意が必要である。

## 2 個別事項

## (1) 知的財産関連生産物

本分類では、国際連合統計部が作成する中央生産物分類（CPC）及び欧州共同体統計局が作成する欧州共同体活動別生産物分類（CPA）を参考に、以下の3つの種類の知的財産関連生産物を設定している。

## ① 知的財産の制作（請負）サービス

他者の求めに応じて、契約に基づき、請負又は受託により、知的財産の制作を行う

サービス。なお、制作した知的財産の所有権は、基本的に購入者に譲渡されるが、契約上、一部の所有権が購入者に譲渡されない場合もあり得る。

## ② 知的財産のオリジナル

販売又は継続的に生産活動に使用することを想定して、経済主体自らの経済活動（企業内研究開発、レコード会社の原盤制作、著述・芸術家の創作活動など）により生産された知的財産のオリジナル（研究開発の成果物、特許権・著作権等の知的財産権、芸術作品の原作品など）をいう。

## ③ 知的財産の使用許諾サービス

自らの資産として保有する知的財産権を活用して、他の経済主体と使用許諾契約を締結し、知的財産を使用させるサービスをいう。提供者はその対価として使用料を受け取る。

上記3種類の生産物は、以下の分野についてそれぞれ設定することとする。

ただし、分野によっては、上記3種類のうちの一部が設定されていないものもある。

### 【研究開発、産業財産権等】

- ・ 研究開発
- ・ 産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠、商標権、フランチャイズ、回路配置利用権、育成者権など）
- ・ デザイン
- ・ 鉱物探査・評価

### 【著作物】

- ・ ソフトウェア
- ・ 映画、動画、テレビ番組、テレビCM
- ・ 音響、音楽、ラジオ番組、ラジオCM
- ・ 出版物
- ・ 著述・芸術作品
- ・ データベース情報
- ・ 地図・地理情報
- ・ 写真
- ・ その他

## (2) 広告関連生産物

本分類では、以下の3つの種類の広告関連生産物を設定している。

### ① 広告代理店が提供する広告サービス

主として広告代理店が提供する広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービス

② メディア等が提供する広告枠・広告スペース提供サービス

主として新聞・雑誌の広告枠、テレビCM枠などを提供するメディアやインターネット広告を提供するITプラットフォーム、屋外広告スペース又は交通広告スペースを提供する事業者などのサービス

本分類では、これらの広告枠・広告スペース提供に係る生産物を一貫して統合分類で区分している。

(例)

- ・ 紙媒体の新聞（広告収入）
- ・ オンライン新聞（広告収入）
- ・ テレビ放送・配信サービス（広告収入）
- ・ ウェブ情報検索・提供サービス（広告収入）
- ・ マーケットプレイス提供サービス（広告収入）
- ・ 屋外広告スペース・交通広告スペース提供サービス

③ 広告制作者が提供する広告制作サービス

主としてテレビCMの制作会社やポスター・販売促進用物品などを作成する広告制作者などのサービス

(3) リース・レンタル

本分類では、物品賃貸業の生産物を以下の3つの種類に区分して設定している。

① ファイナンスリース

リース契約に基づくリース期間の中途において、当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（解約不能のリース取引）で、借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引

② オペレーティングリース

ファイナンスリース以外のリース取引

③ レンタル

リース取引以外のすべての賃借契約で、リース取引に比べて契約期間が比較的短期の取引

(4) パッケージサービス

本分類では、複数のサービスによって構成され、それぞれを区分して把握することが困難な複合的なサービスを、パッケージサービスとして一つの分類項目で設定している。

(例)

- ・ 結婚式サービス
- ・ 葬儀サービス

- ・ 国内企画旅行サービス
- ・ サードパーティーロジスティクスサービス（3PL） など

#### （5）本社サービス

本分類では、複数事業所を有する企業の本社等が同じ企業内の他の部門又は支社、営業所、工場等の他の傘下事業所向けに提供するサービスであって、企業内取引として費用のみが計上されるものを本社サービスとして設定している。

本社サービスには、管理統括業務と併せて、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等のサービスが含まれる。

なお、本社サービスと同様の企業内取引である自家輸送、自家用倉庫等、日本標準産業分類にいう補助的経済活動については、国際分類においては独立した分類項目として設定されていない（それぞれ運輸サービス、倉庫サービス等に含まれる）ことから、我が国においても特に分類項目として設定しないものと整理している。

#### （6）生産物に関連して把握が必要な収入項目

生産物分類には含まれないものであるが、生産物と混在して把握される可能性があるものや、SUTの推計又は基礎統計の実施上特に必要なものについては、生産物とは別に、生産物に関連して把握が必要な収入項目として生産物分類表において参考例示している。生産物分類を用いて生産物を把握する際には、これらの収入項目について生産活動によって得た収入と合わせて把握することができる。

具体的には、以下の収入項目を例示している。なお、生産物分類表では、これらの収入項目は、暫定分類コードの末尾に「R」を付すとともに、名称の末尾にも「【R】」を付している。

##### 【生産物に関連して把握が必要な収入項目】

- ・ 貸付以外の資金運用
- ・ 土地の譲渡
- ・ 土地の賃貸
- ・ 賃貸用不動産の譲渡
- ・ 持株会社による子会社等の株式保有（受取配当金）
- ・ 知的財産の譲渡
- ・ 補助金、寄付金等

### 3 分類項目名、説明及び内容例示

各分類項目に含まれる生産物の範囲の説明と主な内容例示は、別添2のとおり。

○印は当該分類項目に含まれるものであり、×印は他の分類項目に含まれるものを示す。

#### 4 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）との対応関係

本分類と日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）（以下「J S I C」という。）との対応関係については、別添 2 の「対応 J S I C 小分類」欄において、ある生産物（詳細分類）を産出する主たる産業（J S I C 小分類（3 桁））を整理している。

対応関係の整理に際しては、①ある産業にとっての主たる生産物は何か、②ある生産物を産出する主たる産業は何か、③前記①②のいずれの視点からも主たる産業を特定できない生産物はあるかの 3 つの観点から検討し整理した。

なお、主たる産業が特定できない生産物については、別添 2 の「対応 J S I C 小分類」欄は「－」と表示している。